
豊橋市・豊川市・湖西市
水道料金収納業務等包括業務委託
電子計算処理業務要求水準書

豊橋市上下水道局

豊川市上下水道部

湖西市環境部

I 一般事項	1
1 目的	
2 執行場所	
3 電子計算処理システムの稼働時間	
4 電子計算処理スケジュール	
5 セキュリティ対策	
6 履行義務	
7 物件撤去に要する経費負担	
II 業務内容	2
1 基本業務	
2 受付・収納に関すること	
3 検針業務に関すること	
4 メーター管理・受付に関すること	
5 中高層共同住宅における水道特別取扱に関すること	
6 滞納整理に関すること	
III 電算システムの準備	4
1 システム構築の基本的考え方	
2 システム構築責任者	
3 システム構築作業計画書	
4 システム構築期間	
5 システム仕様書等	
6 データの移行	
7 システム要求項目	
8 個別業務要求項目	
IV その他	12
1 進捗管理及び報告	
2 支援業務	
3 検収及び成果物	
4 その他業務実施に係る要件	
5 協議事項	
6 各市の電算処理状況（令和4年度）	

I 一般事項

1 目的

本電子計算処理業務水準書は、豊橋市・豊川市・湖西市 水道料金収納業務等包括業務委託仕様書のうち、「第3章 委託業務の内容及び実施方法等の概要 III 電子計算処理業務」を履行するため、必要な事項を定める。

2 執行場所

電子計算処理業務（以下、「電算業務」という。）は、原則として情報セキュリティ対策(24時間 365日監視体制)及び災害対策を講じたデータセンター等で行わなければならない。

3 電子計算処理システムの稼働時間

電子計算処理システム（以下「電算システム」という。）はオンライン運用とし、保守等でやむを得ないときを除き、原則として、24時間 365日の稼働を可能とすること。

4 電子計算処理スケジュール

電算業務の実施にあたっては、毎月、電子計算処理スケジュールを作成し、発注者の指定する期日までに発注者に提出すること。

5 セキュリティ対策

- (1) データセンターは、生体認証による厳重な入退室管理が行われていること。
- (2) ネットワークは、外部アクセス対策及びウィルス対策を十分に講じるとともに、ネットワーク内の通信データ及びハンディターミナル（以下「HT」という。）データについては、暗号化などによるセキュリティ対策を講じ、万全を期すこと。
- (3) 受託者は、情報セキュリティ実施手順書を作成し、発注者に提出すること。また、実施手順が遵守されるよう業務従事者に対して十分な研修を実施すること。
- (4) 受託者は、業務従事者による不正等の違法行為がないよう管理監督を徹底するものとする。また、画面の操作ログを保存し、万が一、不正が発覚した場合にそのログの確認ができるようにすること。
- (5) データ改ざん等が行われないう、画面を介さずにデータの更新（データベースのデータを直接修正すること）が行えないような仕組みになっていること。
- (6) 端末に接続する外部記憶装置の利用可否を制御できること。
- (7) ユーザー毎に、検索・照会・更新等の権限設定ができること。
- (8) HT紛失による個人データの流出を防ぐため、起動時には必ずパスワード入力による操作可否の判断ができること。また、複数回のパスワード入力により使用不可状態（ロック状態）になること。

- (9) コンピューターウイルス対策として、アンチウイルスソフトが導入され、その定義は常に最新な状態に保たれていること。

6 履行義務

- (1) 受託者は、自己の責任と負担により、豊橋市・豊川市・湖西市水道料金収納業務等及び電算業務（以下「委託業務」という。）に係る電算システム及びHTを用意し、システム構築、運用管理、運用要員の確保及び研修等、並びに発注者に対する説明及び研修等を行い、委託業務の円滑な履行のために遺漏のないよう努めなければならない。
- (2) 受託者は、本水準書に明示されていない事項であっても、業務の性質上必要なものは、受託者の負担で履行しなければならない。

7 物件撤去に要する経費負担

受託者は、委託業務の契約期間が終了した後に発注者と受託者の間で契約が更新されなかったとき、又は委託業務の契約が解除されたときの物件撤去に要する経費は、全て受託者の負担とする。

II 業務内容

1 基本業務

電算業務は、委託業務を履行するために必要な電算システム及びHTを受託者が用意し、これを使用して委託業務に係る事務を電子計算処理する業務であり、その基本業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 電算システム及びHTの構築
- (2) 電算システム及びHTの運用及び保守管理
- (3) 電算システム及びHTに記録されたデータの管理
- (4) オンライン及びバッチ処理
- (5) セキュリティ管理及び危機管理
- (6) その他の附帯業務

2 受付・収納に関すること

- (1) 事務所窓口、電話、FAX、インターネット等からの水道及び下水道（豊橋市地域下水道及び農業集落排水施設（豊川市）を含む。）の使用開始、中止精算に伴う受付及び入力
- (2) 給水申込書及び公共下水道等の使用開始又は中止に伴う予約入力
- (3) 使用者情報に係る受付及び入力（請求先変更、名義変更、水栓情報等）
- (4) 口座振替（新規、変更、解約）の受付及び入力
- (5) クレジットカード決済（新規、変更、解約）の受付及び入力
- (6) 収納に関する問合せ等の受付内容の入力

- (7) 漏水等の問合せ及び苦情等の対応内容の入力
- (8) 過誤納金の還付及び充当処理
- (9) 証明書の発行（湖西市を含む）
- (10) 水道料金等の収納受付に伴う入力
- (11) 納入通知書、督促状、給水停止予告書、催告書の作成
- (12) 金融機関への口座振替データの作成及び振替結果の登録
- (13) クレジットカード決済データの作成及び振替結果の登録
- (14) コンビニエンスストア等収納の速報及び確報処理
- (15) 帳票の裁断・圧着・郵送等の処理
- (16) 収入金の消込処理
- (17) 収入日計表等の作成
- (18) 各種統計
- (19) その他附帯業務

3 検針業務に関すること

- (1) 検針データ整備
- (2) 検針予定表の作成及び検針データ作成
- (3) HTによる使用水量入力及び水道料金等の算定
- (4) HT及び水道スマートメーターによる検針データ受信
- (5) 検針後データの確認及び審査
- (6) 検針後データの確認及び審査の結果が不十分又は不備なものについての再調査用データ作成
- (7) 検針業務に係る各種データ集計及び統計
- (8) 開閉栓作業データの作成及び受信
- (9) 調定の更正処理
- (10) 井水等の認定使用水量及び汚水排出量の入力
- (11) 調定資料の作成
- (12) その他附帯業務

4 メーター管理・受付に関すること

- (1) メーター登録及び改造区分変更
- (2) お知らせはがきの作成
- (3) メーター交換入力及びメーター情報修正
- (4) メーター交換入力結果の確認及び審査
- (5) メーター在庫管理（新規購入、補修済、下取り有り新品、返却等）
- (6) 検定有効期間満了交換に伴う作業用帳票及びデータ作成
- (7) 次年度メーター取替計画に必要なデータ抽出
- (8) 各種統計
- (9) その他附帯業務

5 中高層共同住宅における水道特別取扱に関すること

- (1) 水道メーター取替報告書の入力
- (2) 新規・契約内容の入力
- (3) 契約内容の調査結果入力
- (4) 所有者変更による契約内容の入力
- (5) 代理人変更による変更内容の入力
- (6) 契約解除内容の入力
- (7) 次年度更新予定者のデータ抽出
- (8) 受水槽清掃（臨時給水）調定処理（湖西市は除く）
- (9) 受水槽清掃（臨時給水）納入通知書作成及び送付（湖西市は除く）
- (10) 各種統計
- (11) その他附帯業務

6 滞納整理に関すること

- (1) 納付状況、交渉経過等の記録及び管理
- (2) 給水停止対象者の抽出及び対象者リストの作成
- (3) 給水停止通知書の作成
- (4) 給水停止執行及び給水停止解除に伴う作業結果入力
- (5) 収納関係資料等の作成
- (6) 発注者が不納欠損処理を行うための対象抽出及び資料作成
- (7) 各種統計
- (8) その他附帯業務

Ⅲ 電算システムの準備

1 システム構築の基本的考え方

- (1) システム構築にあたっては、ハードウェア及びソフトウェアがともに複雑になることを避け、パッケージシステムを基本とする。その際、業務上必要な機能は、システム改修（以下、「カスタマイズ」という）して構築するものとするが、代替機能等の運用によりカスタマイズが回避できる場合は、代替機能等による運用の提案も可とする。その際、職員の負担を極力軽減することを前提とした提案をすること。
- (2) システムダウンやデータ消失等のトラブルを未然に回避できる仕組みを構築すること。
- (3) 将来の給水人口の増減、法令等の改正、制度の新設及び見直し、水道事業等の広域化に伴うシステムの拡張、改造等に対応できるよう、拡張性・柔軟性を有したシステム構築に努めること。

2 システム構築責任者

電算システムを新規で構築する場合、受託者は業務着手前にシステム構築責任者を選任し、あらかじめ発注者に届け出なければならない。また、システム構築責任者は、システム構築の十分な実務経験を有するものとする。

3 システム構築作業計画書

- (1) 受託者は、電算システムを構築するにあたり、システム構築作業計画書（以下「作業計画書」という。）を作成し、発注者の承認を受けること。
- (2) 作業計画書については、委託業務の目的が達成できるよう綿密に作成すること。

4 システム構築期間

- (1) 電算システムは、令和7年4月1日から利用できるよう構築すること。ただし、受託者は、発注者と協議の上、現行システムの賃貸借期間内に限り、現行システムを使用することにより、構築時期を変更することができるものとし、その使用期間に要する経費は受託者の負担とする。
- (2) 電算システムを新規で構築する場合は、本稼働の前2か月以上をテスト稼働期間とすること。なお、テスト稼働を行う作業場所等については、作業計画書に基づき発注者と受託者とが協議の上、決定するものとする。

5 システム仕様書等

電算システムを新規で構築する場合、仕様書や操作説明書類等を作成し、発注者へ提出すること。また、これらの書類については、電算システム稼働後も常に最新の状態に整備し、変更があったときは、速やかに発注者に提出すること。

6 データの移行

- (1) 発注者の現行の電子計算処理システム（以下「現行システム」という。）のデータを漏れなく移行し、委託業務及び使用者等に支障が生じないようにすること。
- (2) 現行システムからのデータ移出は、本業務に含まないものとする。
- (3) 現行システムから提供されるデータは、現行システム開発業者が指定する仕様に基づくものとし、データの提供時期は発注者と別途協議するものとする。
- (4) 電算システムへのデータ移入にあたっては、現行システムから提供されたデータが仕様どおりであるか进行检查し、電算システムで不具合を起こす恐れのあるデータについては、その修正を行うこと。
- (5) 外字については、正字化又は片仮名対応等、発注者と受託者とが協議の上で対応すること。
- (6) データ変換等については、発注者と受託者とが協議の上で行うこととし、受託者は十分にテストを行うこと。

7 システム要求項目

(1) 共通事項

- ① 本件は、水道料金収納業務等の効率化・合理化を目的とした「シェアードサービス」を推進するために電算業務の統一やシステム機器等の共有などを行うことを前提としているため、電算システムに係る資源等を可能な限り共同化し、経済性の高いシステム構成とすること。また、データセンターやサーバ、ネットワーク、システム運用・保守に係る人員や機材等を共同利用すること。
- ② 端末機には、アプリケーション及びデータを常駐させない構成とすること。
- ③ 電算システムは、水栓情報を元に検針情報、認定情報、収納情報、未収金情報等を一元管理できるものとし、次に掲げる事項に対応すること。また、水道事業、公共下水道事業、豊橋市地域下水道事業、農業集落排水施設（豊川市）のそれぞれの業務特性及び法令等に配慮し、各々の特性を十分に勘案したものとすること。
 - (ア) 水道料金、公共下水道使用料、豊橋市地域下水道使用料及び農業集落排水施設使用料（豊川市）に対応していること。
 - (イ) コンビニエンスストア収納(GS1-128（旧：UCC/EAN-128））に対応していること。また、コンビニエンスストア収納代行業者について定期的に選定を行えるようなインターフェースを有していること。
 - (ウ) システムを円滑に運営するうえで、最良なOS（オペレーティング システム）及びデータベースで動作すること。
 - (エ) 発注者の職員及び業務従事者単位で使用制限を設定することができること。
 - (オ) 変更履歴について、その処理内容、処理日及び処理者を端末上で確認することができること。
 - (カ) 操作画面は、GUI（グラフィック ユーザー インターフェース）メニュー選択等の採用により、簡単に操作でき、初心者でも短期研修で操作することができること。
 - (キ) 画面展開においては、業務の流れに応じ必要な複数の処理画面を残しておくことができ、前の画面等を再度検索することなく参照することができること。
 - (ク) 発注者の現行の電算処理システムで作成された納入通知書のOCR消込もしくはバーコード消込処理が行えること。
 - (ケ) 発注者が管理する他システムとCSVデータ等によるデータ連携が行えること。
 - (コ) 画面のハードコピーが容易に出力可能なこと。
 - (サ) スマートフォン等のカメラでのバーコード読取り機能を利用したキャッシュレス決済（以下、「キャッシュレス決済」という。）に対応していること。
 - (シ) クレジットカード決済（継続払い）に対応していること。発注者が各々で別途契約する決済代行業者の仕様に対応できること。

(2) ハードウェア

① サーバ等

- (ア) 業務に係るデータについて、検針情報、調定情報及び収納情報は、本稼働年度を含めて6年度分以上（ただし完納となっていない情報については全て）を、その他の情報は全ての年度分を管理でき、業務全体にわたり、安全かつ安定的に処理できること。
- (イ) サーバは、ハードディスクの二重化を行うこと。

(ウ)バックアップデータの保管は、データセンター及び遠隔地（メインデータセンターを中心に半径500km圏外）の二重管理とし、セキュリティを考慮して厳重に保管すること。

(エ)無停電電源装置を用意すること。

(オ)障害対応用の監視用端末機を用意すること。

(カ)OCR装置（大量読取用）を用意すること。ただし、納入済通知書等をバーコードで読み取る場合は、バーコード読取装置もしくはバーコード読取機能を用意すること。

(キ)端末機、プリンタ及びHT

受託者が使用する端末機、プリンタ及びHTは、豊橋市・豊川市・湖西市の各事務所に適宜設置すること。

また、発注者が使用する端末機及びプリンタは、以下のとおり設置すること。

設置場所	所属	端末機	プリンタ
豊橋市上下水道局	営業課	4台	2台
	総務課	1台	1台
	水道管路課	1台	1台
豊川市上下水道部	経営課	1台	1台
湖西市環境部		2台	2台

(ク)その他、業務の履行に必要な機器は、受託者が用意すること。

(3) ソフトウェア

- ① 電算システムの稼働に必要なソフトウェアについて、そのインストール作業等を行うこと。
- ② 端末に導入するOAソフトがある場合には、そのインストール作業を業務の範囲とすること。

(4) 通信回線

- ① データセンター等を事務所外に設ける場合は、事務所との接続回線は専用回線で行うものとする。
- ② 回線は、電算システムが最適に稼働できる通信速度を確保すること。

8 個別業務要求項目

(1) 検針業務に関する事項

- ① 検針データを容易に作成することができること。
- ② HTへのデータ転送及び受信が容易にできること。
- ③ HTから検針済データが受信できること。
- ④ 検針結果の一覧表、異常水量の一覧表等の帳票出力ができること。
- ⑤ 検針データの訂正及び料金更正ができること。
- ⑥ 別途送付用使用水量等のお知らせハガキが出力できること。
- ⑦ オンライン端末機から使用水量等のお知らせ票等が出力できること。
- ⑧ 検針員及び検針地区に係るデータを容易に管理できること。
- ⑨ 検針員、検針地区及び口径ごとに、予定検針件数及び実施の検針件数が集計でき

ること。

- ⑩ 水道スマートメーターによる検針データの取込みができること。
- ⑪ 使用水量等のお知らせをSMS（ショートメッセージサービス）で送信できること。（湖西市のみ）

(2) 調定請求業務に関する事項

- ① 納入通知書の出力（大量印刷、単票印刷）ができること。
- ② 納入通知書の出力は、送付先単位でもできること。
- ③ 納入通知書の発行及び再発行ができ、発行日、発行者及び納入期限の履歴管理ができること。
- ④ 口座振替依頼データの作成、取扱金融機関への受渡し伝送ができること。
- ⑤ 現年度及び過年度分の調定更正ができること。
- ⑥ 使用水量等の認定処理ができること。
- ⑦ 使用水量等の認定一覧表が作成できること。
- ⑧ 使用者情報は、全ての項目において修正ができること。
- ⑨ 使用者状況等により調定処理ができること。
- ⑩ 調定一覧表及び認定一覧表が作成できること。
- ⑪ 納入通知書等の発送保留ができること。

(3) 収納業務に関する事項

- ① コンビニエンスストア収納データの消込処理ができること。
- ② 二重消込及び調定額を超える消込額については、過誤納処理を同時に行うことができること。
- ③ 取扱金融機関収納データの消込処理ができること。
- ④ 電算システムへ直接入金消込処理ができること。
- ⑤ 消込み後、発注者各々の会計システム用データを作成できること。
- ⑥ 収納に関する帳票等が出力できること。

(4) 過誤納処理

- ① 還付及び充当処理が画面で入力でき、当該通知書等が出力できること。
- ② 還付及び充当情報（発生日、対象金額、連絡日等）が画面で照会できること。
- ③ 還付及び充当した件数及び金額が管理できること。
- ④ 未還付分の時効処理が水道、下水道、豊橋市地域下水道及び農業集落排水施設（豊川市）を分けて管理できること。

(5) 口座振替処理

- ① 口座振替データの受渡しができること。
- ② 個別に振替処理ができること。
- ③ 口座振替（登録、解約、振替済、振替不能等）についての通知書等及び帳票が出力できること。
- ④ 処理件数等の帳票出力ができること。
- ⑤ 口座情報の新規、変更、解約等の登録処理ができること。
- ⑥ 口座振替の差止め依頼ができること。
- ⑦ 口座振替不能分の納入通知書を作成できること。

(6) 分納処理

- ① 分納の納入通知書が出力できること。
- ② 分納情報が画面で照会できること。
- ③ 処理件数等の帳票出力ができること。

(7) 滞納整理業務に関する事項

- ① 督促状及び給水停止予告通知書の出力ができること。
- ② 発行履歴が管理でき、画面で照会できること。
- ③ 発行件数等の帳票出力ができること。
- ④ 給水停止予告書、給水停止再予告書、及び給水停止通知書の一括出力ができること。
- ⑤ 月例処理以外でも給水停止予告書、給水停止再予告書、及び給水停止通知書が随時発行できること。
- ⑥ 発行履歴が管理でき、画面で照会できること。
- ⑦ 発行件数等の帳票出力ができること。
- ⑧ 給水停止再予告書の配付日、最終納付期限、給水停止予定日等が画面で照会できること。

(8) 滞納管理処理

- ① 滞納整理対象者一覧等の参照及び帳票の作成ができること。
- ② 支払督促等に関する手続き全般の管理及び出力ができること。
- ③ 給水停止解除者の管理及び出力ができること。
- ④ 滞納整理の訪問記録や交渉記録（分納状況も含む）を登録、照会並びに出力できること。
- ⑤ 居所不明、破産宣告などで徴収不可の者に対し催告停止が入力できること。
- ⑥ 水道料金、公共下水道、豊橋市地域下水道及び農業集落排水施設（豊川市）をそれぞれ個別に時効管理ができること。
- ⑦ 債権放棄に関する手続き全般の管理及び出力ができること。

(9) 精算業務に関する事項

- ① 日付別で管理し、一覧等及び帳票の出力ができること。
- ② 精算処理は、他業務の関連処理と同様とする。

(10) 受付業務に関する事項

- ① 新規の登録ができること。
- ② 電話等での開栓受付が、画面を見ながら容易にできること。
- ③ 開栓予約等の予約管理及び帳票出力ができること。
- ④ 件数等の集計表が作成できること。
- ⑤ 閉栓理由、納付区分、転居先等の情報入力ができること。
- ⑥ 電話等での閉栓受付が、画面を見ながら容易にできること。
- ⑦ 閉栓予約等の予約管理及び帳票出力ができること。
- ⑧ 件数等の集計表が作成できること。

(11) 再開栓処理

- ① 再開栓に必要な水栓情報（口座情報を含む。）を、旧使用者等から新使用者等に

引継ぎができること。

- ② 電話等での再開栓受付が、画面を見ながら容易にできること。
- ③ 再開栓予約等の予約管理及び帳票出力ができること。
- ④ 件数等の集計表が作成できること。

(12) 検索処理

- ① 複数検索条件の指定で絞込みができること。
- ② 調定情報は、過去5年間分及び時効中断分(10年分)が確認できること。
- ③ 収納情報は、過去5年間分及び時効中断分(10年分)が確認できること。
- ④ 過誤納は、還付情報及び充当情報が詳細に確認できること。
- ⑤ 使用者情報等の展開が、速やかにできること。

(13) 異動処理

- ① 異動処理を行うための専用画面が用意されていること。
- ② 異動前の情報が画面等で確認できること。
- ③ 水栓、使用者情報等を変更できること。

(14) 納入通知書発行処理

- ① 端末機で納入通知書等が容易に出力できること。
- ② 発行件数等の帳票作成ができること。

(15) 井水等に関する事項

- ① 下水道情報の異動処理ができること。
- ② 水道使用量と汚水排出量が個別のデータとして管理できること。
- ③ 下水道単独使用者等についても、異動処理及び使用料計算ができること。

(16) 中高層共同住宅の水道特別取扱に関する業務に関する事項

- ① アパートコードや親メーターのお客様番号をキーに親メーターと子メーターの一連管理ができるようにすること。
- ② 中高層情報の検索、登録、特記及び契約内容の入力ができること。
- ③ アパート毎にメーター取替入力ができること。
- ④ 子メーター取替時に共通する内容(検満年月、取替年月日、取替業者名)を作成できること。
- ⑤ 親メーター中止処理後、子メーター情報及びお客様番号の設定作業が円滑にできること。
- ⑥ アパートの設置場所や管理者等の電話番号などの情報変更や特記事項などの全戸共通となる情報について入力できること。また、所有者と管理者の情報をそれぞれ入力できること。
- ⑦ 中高層共同住宅の状況別の一覧及び集計を容易に出力できること。
- ⑧ 親子メーターの水量差が画面上で表示でき、一覧表が随時打出しできること。

(17) メーター取替業務に関する事項

- ① メーター情報の異動処理ができること。
- ② 任意の箇所のメーター取替伝票の印刷が可能であること。かつ、メーター番号、検針地区のパラメーターとして、印刷が可能であること(記載事項:お客様番

号、取替前後のメーター番号、口径、設置場所住所、取替施工業者、アパート名、使用者氏名、検針番号、使用者電話番号、検定満期年月、取替理由、止水栓情報、逆止弁種類等)

- ③ 任意の箇所のメーター取替お知らせハガキの印刷及び出力ができること。かつ、メーター番号、検針地区、開閉栓情報をパラメーターとして、印刷できること（記載事項：お客様番号、取替前後のメーター番号、口径、設置場所住所、取替予定期間、取替施工業者、使用者住所及び氏名等）。
- ④ 任意の箇所のメーター取替対象者リストの印刷及びデータによる出力ができること（記載事項：検針順路番号、お客様番号、メーター情報、設置場所住所、使用者電話番号、使用者氏名、施工業者、逆止弁種類等）。
- ⑤ 任意の年次の検針地区ごとの対象件数の集計ができること。
- ⑥ 任意の年次の任意口径での対象件数と取替状況、開閉状況に関して、把握・集計ができること。
- ⑦ 取替メーターのデータ入力は、OCR機器/CSVデータ取込の両方に対応し、異常水量のチェックを経て更新となること。異常水量は閾値を設定でき、それを外れるものについて示されること。
- ⑧ メーター情報は、過去のメーター取替情報も全件管理でき、画面に表示できること。

(18) 不納欠損準備業務に関する事項

- ① 水道料金、公共下水道使用料、豊橋市地域下水道使用料及び農業集落排水施設（豊川市）ごとに不納欠損処理ができ、債権放棄に関する手続き全般の管理機能と連動していること。
- ② 欠損予定、欠損確定者の一覧を年及び調定月等の範囲指定で出力できること。

(19) 統計業務に関する事項

- ① 各種統計資料を作成できること。
- ② 統計データをCSV形式により随時出力できること。

(20) 下水道統計業務に関する事項（豊橋市）

- ① 下水道排水人口等の普及統計資料を作成できること。
- ② 処理区ごとの排水量の統計資料を作成できること。
- ③ 業種別水量範囲別の排水量の統計資料を作成できること。
- ④ 各統計データをテキスト形式及びCSV形式により随時出力できること。
- ⑤ 普及統計業務で入力、更新した内容を水栓情報に反映できること。

(21) 他システム連携

- ① 豊橋市が所有する住民基本台帳システムの一部データをCSV形式で電磁的記録媒体により取込み、普及統計資料が作成できること。
- ② 発注者が所有する発注者各々の上下水道GISに収納データをCSV形式で電磁的記録媒体により提供できること。データ連携タイミングについては随時での連携を想定している。（ただし即時連携は求めない。）なお、連携データのインターフェースについては柔軟な対応が可能であること。
- ③ 発注者が所有する発注者各々の会計システムに収納データをCSV形式で電磁的記録媒体により提供できること。

(22) その他

- ① 水道料金等証明書等の作成ができること。
- ② 口座振替申込書の作成ができること。
- ③ 使用者等の特記事項を登録及び照会できること。
- ④ 通常の帳票及び一覧以外もEUC機能等により容易にデータを取り出し、表計算ソフト等で加工ができること。
- ⑤ 料金改定等に伴うマスターデータ変更や改定シミュレーション等ができること。
- ⑥ 金融機関の合併等による使用者情報の変更用データの作成及び更新ができること。
- ⑦ 町名地番変更等に伴う水栓所在地等住所の変更用データの作成及び更新ができること。
- ⑧ データを日々バックアップでき、故障時にはリロードして運用できること。
- ⑨ 保守、修正、機能追加等が容易にできる工夫が施されていること。
- ⑩ 発注者が指定する帳票、各種統計資料等の作成及び変更等、プログラム改造等を随時行える体制を保持すること。
- ⑪ 農業集落排水施設（豊川市）の世帯人数は、月ごとに設定できること。

(23) HT等要求項目

- ① 電算システムとのデータの送受信が容易にできること。
- ② 第三者が照会及び改ざんできないように、データは全て暗号化されていること。
- ③ 特定の使用者等を検針地区、水栓番号、メーター番号等の複数の方法により検索ができること。
- ④ 使用水量等のお知らせ票に、口座振替領収書の出力ができること。
- ⑤ 使用水量等のお知らせ票に、発注者の指定する使用者等への通知等を打ち出すことができること。
- ⑥ 検針データの作成及び検針済データの吸上げについては、複数かつ同時に実行できること。
- ⑦ HT等の機能については、仕様書等に定めた業務を漏れなく、かつ滞りなく処理できることを基本とし、発注者と受託者とが協議のうえ、詳細な仕様を作成し、開発を行うこと。
- ⑧ 使用水量等のお知らせ票に、消費税の適格請求書保存方式（インボイス）制度の記載事項の出力ができること。
- ⑨ 豊橋市においては、使用水量等のお知らせ票に、クレジットカード決済登録用の「確認コード」の作成及び出力ができること。

IV その他

1 進捗管理及び報告

システム構築の進捗管理は、受託者の責任において行うものとし、本稼働までの間、業務を遂行する上で必要な会議体を設定し、適切な頻度で開催すること。会議体の議事進行や資料作成については受託者が行うとともに、議事録や懸案事項管理表（設計及び開発工程を進める上で懸案となった事項をまとめ、必ず議事録とリンクさせること。）の作成を行うこと。なお、議事録及び懸案事項管理表については、会議

及び打合せ等の終了後、発注者の指定する期日までに必ず提出すること。

2 支援業務

システム導入及び稼働に伴う支援業務として、次の業務を実施すること。

- (1) 機能検証及びデータ検証に係る支援業務
- (2) 稼働に伴うシステム運用支援業務
- (3) システム稼働終了時における次期システム移行用データの抽出及び次期システム構築業者との2～3回程度の打合せの出席については、受託者の費用で行うこと。
- (4) その他システムの導入に関すること。

3 検収及び成果物

- (1) 発注者が承認したテスト計画書に基づく合格結果及び成果物の納入をもって検収とする。
- (2) 納入期限については、発注者と受託者が協議し、スケジュール等の調整をすること。成果物として以下のものを収めること。

成果物	品名及び数量等
電算システム	3市分
実施計画書	各市2部（正・副）
基本設計書	各市2部（正・副）
テスト計画書	各市2部（正・副）
操作マニュアル	各市6部・電子データ
議事録及び懸案事項管理表	各市2部（正・副）

- (3) 納入は発注者が指定する場所へ納品すること。

4 その他業務実施に係る要件

(1) 守秘義務

受託者はいかなる場合においても、この契約の履行中に知り得た業務に関わる事項及び付随する事項を第三者に漏らしてはならない。契約の終了後又は解除後も同様とする。

(2) 著作権等

- ① 成果品に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、受託者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、発注者から受託者に委託料が支払われたときに、受託者から発注者へ移転するものとする。
- ② 受託者は、成果品が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証する。
成果品に関し、第三者の特許権等あるいは著作権を侵害するものとして、当該第

三者との間で紛争が生じた場合には、受託者はその責任においてこれを処理解決するものとする。ただし、当該権利侵害が発注者の責に帰すべき事由に基づく場合には、受託者は紛争解決の責を免れるものとする。

- ③ 受託者は、委託業務の履行にあたり、成果品に関する著作権者人格権を有する場合においても発注者及び発注者の指定する者にこれを行使しないものとする。
- ④ 発注者は、著作権法第20条第2項に該当しない場合でも、前項で著作権の譲渡を受けた著作物を必要に応じて改変することができる。
- ⑤ 上記の想定は基本的なパッケージソフト及びそのカスタマイズ、ドキュメントについてであるが、カスタマイズ部分の標準機能への取り込み等の案件については別途協議する。

(3) 特許権等の仕様

受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(4) 個人情報の保護

受託者はこの契約の業務を処理するための個人情報の取扱いについては、発注者が定めた個人情報の取扱いに関する特記事項を遵守しなければならない。

5 協議事項

- (1) 本水準書に定めのない事項については、発注者と受託者とが協議して決定するものとする。ただし、特別な理由又は緊急を要する場合は、発注者の指示によるものとする。
- (2) システム構築については、発注者と受託者とが協力し、本稼働開始までに対応できるようにするものとする。

6 各市の電算処理状況（令和4年度）

(1) 処理件数

項目		豊橋市	豊川市	湖西市
給水戸数		171,241	80,858	28,302
検針件数	偶数月	80,984	45,307	14,246
	奇数月	90,257	35,551	14,049
調定件数	水道	1,022,991	494,158	159,774
	公共下水道	819,915	384,046	55,716
	農業集落排水施設	—	5,026	—
発行枚数	納入通知書	206,152	106,090	26,706
	督促状	44,394	26,019	5,298
	催告書	12,901	11,624	1,844
	給水停止予告書	18,837	3,675	2,436
	領収証	600程度	80～90程度	120程度
	使用水量のお知らせ（HT出力以外を含む）	951,704	498,987	140,584

※調定件数のうち、豊橋市地域下水道分は公共下水道に含む。

(2) 支払方法

方法	豊橋市	豊川市	湖西市
口座振替	○	○	○
納入通知書			
・金融機関	○	○	○
・コンビニエンスストア	○	○	○
・モバイル決済	○	○	○
クレジットカード（継続払い）	○	—	○